

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通信 (S A) 00-01 <u>R 2</u>
提出年月日	<u>令和5年1月5日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開 (通信)

(再処理施設)

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第五十一条通信連絡を行うために必要な設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

# 別紙

## 通信(SA)00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

## 別紙 1

基本設計方針の許可整合性、  
発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (1 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(通信連絡を行うために必要な設備) 第五十一条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。①, ②, ③, ⑩, ⑪</p> <div data-bbox="166 804 513 1031" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、通信連絡設備の構成について記載した。</p> </div> <div data-bbox="181 1591 1160 1856" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【凡例】</b>            下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)            波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分            灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項            黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所            紫字：DB設備に関する記載(比較対象外箇所)            □：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等</p> </div>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-19, 22</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。①-20, 23</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (s) 通信連絡設備</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-19</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。①-20</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (x) 通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-22 代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。①-23</p>	<p>1.9.47 通信連絡を行うために必要な設備 (通信連絡を行うために必要な設備) 第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第47条に規定する「再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> <p>適合のための設計方針 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇ 代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内) (設計基準事故対処施設の記載については、第31条にて展開するため、省略する)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (2 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「重大事故等」については事業指定基準規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「計測等」の指す内容は計測及び監視であり、添付書類の説明書で示すため。(以下同じ)</p>	<p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。①-21</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を設ける設計とする。①-1, 2, 3</p> <p>【許可からの変更点】 具体的な設備を記載した①-3, 6, 7から基本設計方針に展開したため。</p>	<p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。①-21</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-1</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、代替通話系統を設置する。①-2</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。①-3</p>	<p>9.17.2 重大事故等対処設備 9.17.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇</p> <p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。◇</p> <p>代替通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。⑤-1, ⑥-12</p> <p>② (P6へ)</p> <p>通信連絡設備及び代替通信連絡設備の系統概要図を第9.17.2-1図及び第9.17.2-2図に示す。◇</p> <p>また、代替通信連絡設備の機器配置図を第9.17.2-3図～第9.17.2-36図に示す。◇</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(15/28)～(18/28)に記載する。代替通信連絡設備の設置及び保管場所は(4/28)、(5/28)に記載している。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇</p> <p>所内通信連絡設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計とする。◇</p> <p>所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設</p>	<p>③ (P6から)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)を緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>⑤-1 (P10, 16へ) ⑥-12 (P16へ) ①-1 (P4へ)</p> <p>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備は、必要な数量に故障を考慮した数量を含めている。故障を考慮した数量を含めた代替通信連絡設備の必要数は(15/28)～(18/28)に記載する。</p>	<p>⑤-1 (P10, 16へ) ⑥-12 (P16へ) ①-1 (P4へ)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (3 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「使用する設計とする」にした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 放射線監視設備の一部及び環境管理設備の一部について、対象を明確にした。</p> <p>【「等」の解説】 「情報把握計装設備用屋内伝送系統等」の指す内容は情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置であり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。①-4, ⑩-1</p> <p>情報把握計装設備については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 計測制御装置」に示す。⑩-2</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。①-5, ⑩-1</p> <p>代替モニタリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」に、代替気象観測設備については第2章 個別項目の「6.7 代替気象観測設備」に示す。⑩-2</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等を設置する。①-4, ⑩-1, 2</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。①-3</p> <p>① (P1～)</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「チ. (2) (ii) 放射線監視設備」の一部及び「チ. (2) (iii) 環境管理設備」の一部を配備する。①-5, ⑩-1, 2</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備を設置する方針は同様であるが、別の設備区分の設備(情報把握計装設備、代替モニタリング設備、代替気象観測設備)であるため、設置場所は記載しない。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、【□】「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。②</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「リ. (1) (i) 電気設備」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。②</p>	<p>ける設計とする。◇ 所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。◇ 所外データ伝送設備として、データ伝送サーバを設ける設計とする。◇ 代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備を設ける設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信回線の多様性を確保した専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。◇ 代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備(発電所内)として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>備考</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (4 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 許可の記載を踏襲し、設計基準対象の施設と兼用する設備の使用目的を明確にしたため。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 許可の記載を踏襲し、設計基準対象の施設と兼用する設備の使用目的を明確にしたため。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設特有の設備の仕様のため。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u>①-1,6</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。</u>①-1,7</p> <p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。②-1</p> <p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。②-2</p> <p>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-8</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-9</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-6</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-7</p> <p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。②-1</p> <p>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-8</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-9</p>	<p>④ (P21 から)</p> <p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設備である。②-2</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部を設ける設計とする方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(14/28)～(17/28)に記載する。代替通信連絡設備の設計目的は(2/28)に記載している。</p>	<p>①-1 (P2 から)</p> <p>①-1 (P2 から)</p> <p>③ (P2 へ)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)を緊急時対策所内に保管する設計とする。</p>	<p>①-1 (P2 から)</p> <p>①-1 (P2 から)</p> <p>④ (P21 から)</p> <p>③ (P2 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (5 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。②-3</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。③-1</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。③-2</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。③-3</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。②-3</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。③-1</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。③-2</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電を用いるものについては、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。③-3</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設とともに通信連絡設備の一部について代替電源設備で動作可能な設計とする方針は同様であるが、再処理施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。 代替通信連絡設備の保管場所は(4/28)に記載している。</p>	<p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。 ⑤ (P9 ~)</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電又は乾電池を使用する設計とする。充電を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>③-3 (P11 ~)</p>
<p>【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p>					
<p>【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p>					
		<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設とともに通信連絡設備の一部は屋外に配備したアンテナと接続することにより使用できる設計とする方針は同様であるが、再処理施設ではハンドセットを配備するため。</p>			
		<p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設とともに通信連絡設備の一部について充電電池又は乾電池で動作可能な設計とし、7日間以上継続して通話できる設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で運用が異なるため。</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (6 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 共用する代替通信連絡設備について対象を明確にした。</p>	<p>代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。 ⑤-1</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では、重大事故等対処設備の環境条件等の設計方針として地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計を整理しているため、本基本設計方針には記載しない。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設において、発電炉の安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置に該当する設備は、別の設備区分の設備 (情報把握計装設備、代替モニタリング設備、代替気象観測設備) であるため。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設において、発電炉の安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS データ表示装置に該当する設備は、別の設備区分の設備 (緊急時対策建屋情報把握設備) であるため。</p> <p>② (P2 から)</p> <p>代替通信連絡設備の一部は、MOX 燃料加工施設と共用する。⑤-1, ⑥-12</p>	<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS データ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所内) については、基準地震動 Ss による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備 (固定型)、衛星電話設備 (携帯型)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及び FAX)、テレビ会議システム (社内)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX)、加入電話設備 (加入電話及び加入 FAX) 及び専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体向) は、東海発電所と共用するが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>⑥ (P10 ~)</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (7 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「漏えい又は異臭等」は化学薬品の受入れ時の異常を示すものであり、「等」の指す内容は化学薬品の運搬車両の損傷など、様々挙げられることから、「等」とした。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「公的機関から情報を入手した者等」の「等」の指す内容は、当該の運搬に対応している者であり、添付書類の説明書で示すため。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 具体的な設備を記載した①-11, 12 から基本設計方針に展開したため。</p>	<p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑫-1, ⑬-1</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)を設ける設計とする。①-10, 11, 12</p>	<p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑫-1, ⑬-1</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するために、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-10</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備を設置する。①-11</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)を配備する。①-12</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに重大事故等が発生した際に所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを所外の必要場所で共有するために必要な設備を設ける方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(14/28)～(17/28)に記載する。代替通信連絡設備の設置及び保管場所は(8/28)に記載している。</p>	<p>4.2 通信連絡設備(発電所外) (設計基準事故対処施設の記載については、第31条にて展開するため、省略する) ⑦(P8～)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要場所で共有するために必要な通信設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX)を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>①-10 (P8～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (8 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 具体的な設備を記載した①-13 から基本設計方針に展開したため。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u>①-10, 13</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-13</p>			
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p>		<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では、外部電源が健全な環境条件において、通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を重大事故等対処設備として使用するため。</p>			①-10 (P7 から)
<p>【許可からの変更点】 具体的な設備を記載した①-14 から基本設計方針に展開したため。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。</u>①-10, 14</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-14</p>			①-10 (P7 から)
<p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「設置する設計とする」に修正。</p>	<p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、<u>緊急時対策建屋に設置する設計とする。</u>①-15, 16</p>	<p>⑨ (P9 から) 統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは、<u>緊急時対策建屋に設置する設計とする。</u>①-15</p>		<p>⑦ (P7 から) 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「設置する設計とする」に修正。</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、<u>緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u>①-17</p>	<p>データ伝送設備は、<u>緊急時対策建屋に設置する設計とする。</u>①-16</p>		<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「設置する設計とする」に修正。</p>	<p>可搬型衛星電話（屋外用）は、<u>制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u>①-18</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、<u>緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u>①-17</p>			
<p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「設置する設計とする」に修正。</p>	<p>可搬型衛星電話（屋外用）は、<u>制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u>①-18</p>	<p>可搬型衛星電話（屋外用）は、<u>制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u>①-18</p>			
<p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「設置する設計とする」に修正。</p>	<p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備を設置又は保管する設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で保管場所が異なるため。また、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(14/28)～(17/28)に記載する。通信連絡設備の設計目的については(7/28)に記載している。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (9 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 施設名称の統一のため、「緊急時対策建屋」に修正。</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。②-4</p> <p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。③-4</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。③-5</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。③-6</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。②-4</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について屋外に配備したアンテナと接続することにより屋内で使用できる設計とする方針は同様であるが、再処理施設ではハンドセットを配備するため。</p> <p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは、緊急時対策建屋に設ける設計とする。①-15</p> <p>⑨ (P8 ~)</p> <p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。③-4</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 代替通信連絡設備の設置場所は(9/28)に記載している。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。③-5</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について代替電源設備から受電し動作可能な設計とする方針は同様であるが、再処理施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。代替通信連絡設備の保管場所は(9/28)に記載している。</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。③-6</p>		<p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>⑤ (P5 から)</p> <p>緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、充電池を使用する設計とする。</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (10 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 再処理事業所外と通信連絡を行うための代替通信連絡設備には、乾電池を用いるものが無い</p> <p>【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について充電電池又は乾電池で動作可能な設計とし、7日間以上継続して通話できる設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で運用が異なるため。</p>	<p>充電電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。③-3</p>	<p>⑧ (P5 から)</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。③-3</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では、重大事故等対処設備の環境条件等の設計方針として地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計を整理しているため、本基本設計方針には記載しない。</p>		<p>充電電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(以下同じ)</p>	<p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。⑤-1,5</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。⑤-2,⑥-1</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑫-2,⑬-2</p>	<p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。⑤-5</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について他施設と共用する方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で通信連絡設備を共用する意図が異なるため。</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑤-2,⑥-1</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑫-2,⑬-2</p>		<p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>⑥ (P6 から)</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>⑤-1 (P2 から)</p> <p>⑤-2 (P7 ~)</p> <p>⑥-1 (P7 ~)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (11 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      36条展開に伴う記載の適正化。                      (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】                      対象を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点】                      対象を明確にした。</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。④-1</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。④-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。④-1</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。④-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生</p>	<p>(1) 多様性、位置的分散                      基本方針については、「1.7.18(1) a. 多様性、位置的分散」に示す。◇</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。◇</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、地震等により</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (12 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      36条展開に伴う記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点】                      対象を明確にした。</p>	<p>ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、洪水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定めて、管理する。                      ④-3, ⑦-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、</p>	<p>飛散物に対して代替設備による機能の確保により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。④-3, ⑦-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1 代替電源設備」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。④-4</p>	<p>機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。◇</p> <p>また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。◇</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (13 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      対象を明確にした。</p>	<p>一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。④-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管すると</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (14 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      代替通話システムの系統数について、5つの建屋に2系統ずつ設置するため、数量を明確にした。</p>	<p>ともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。④-5</p> <p>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。④-6</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑤-3</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑤-4</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建屋に2系統ずつを有する設計とする。⑥-2, 33</p>	<p>保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。④-5</p> <p>【「等」の解説】                      「所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等」について、対象を明確にした。</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑤-3</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑤-4</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。⑥-2</p>	<p>保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。④-6</p> <p>(2) 悪影響防止                      基本方針については、「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す。◇                      代替通信連絡設備の代替通話システムは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数・容量                      基本方針については、「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。◇                      代替通信連絡設備の代替通話システムは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。◇</p>		<p>⑥-33 (P21 から)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (15 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【「等」の解説】                      「再処理事業所外等」の指す内容は、国、地方公共団体などであり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。⑥-3, 16, 17, 18, 19, 20</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。⑥-4, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31</p> <p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外に必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。⑥-5, 21, 22, 23, 24, 32, 37</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。⑤-5, ⑥-6, 34, 35, 36</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。⑥-7, 38</p>	<p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。⑥-3</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。⑥-4</p> <p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外に必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。⑥-5</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。⑤-5, ⑥-6</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する。⑥-7</p>	<p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。◇</p> <p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外に必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する。◇</p>	<p>⑥-16 (P20 から)                      ⑥-17 (P20 から)                      ⑥-18 (P20 から)                      ⑥-19 (P20 から)                      ⑥-20 (P20 から)</p> <p>⑥-25 (P20 から)                      ⑥-26 (P20 から)                      ⑥-27 (P20 から)                      ⑥-28 (P20 から)                      ⑥-29 (P20 から)                      ⑥-30 (P20 から)                      ⑥-31 (P20 から)</p> <p>⑥-21 (P20 から)                      ⑥-22 (P20 から)                      ⑥-23 (P20 から)                      ⑥-24 (P20 から)                      ⑥-32 (P20 から)                      ⑥-37 (P21 から)</p> <p>⑥-34 (P21 から)                      ⑥-35 (P21 から)                      ⑥-36 (P21 から)</p> <p>⑥-38 (P21 から)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (16 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 代替通信連絡設備の共有有無で区別し、個数を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点】 共用する代替通信連絡設備について対象及び個数を明確にした。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 代替通信連絡設備の共有有無で区別し、個数を明確にした。</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。⑥-8, 12, 39</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。⑤-1, ⑥-8, 12, 39</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。⑥-9, 40</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。⑤-1, ⑥-10, 12, 41</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。⑤-1, ⑥-10, 12, 41</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。⑥-11, 42</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。⑤-6, ⑥-</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。⑥-8</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。⑥-9</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として29台、予備として故障時のバックアップを29台の合計58台以上を確保する。⑥-10</p> <p>【許可からの変更点】 共用する代替通信連絡設備について対象及び個数を明確にした。</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する。⑥-11</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。⑤-6, ⑥-13</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として29台、予備として故障時のバックアップを29台の合計58台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。◇</p>		<p>⑥-12 (P2 から) ⑥-39 (P21 から)</p> <p>⑤-1 (P2 から) ⑥-12 (P2 から) ⑥-39 (P21 から)</p> <p>⑥-40 (P21 から)</p> <p>⑤-1 (P2 から) ⑥-12 (P2 から) ⑥-41 (P21 から)</p> <p>⑤-1 (P2 から) ⑥-12 (P2 から) ⑥-41 (P21 から)</p> <p>⑥-42 (P21 から)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (17 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      36条展開に伴う記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点】                      対象を明確にした。</p> <p>【「等」の解説】                      「風(台風)等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>13, 39                      MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑤-7, ⑥-14, 41</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。⑤-8, ⑥-15</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-2</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-3</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑤-7, ⑥-14</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。⑤-8, ⑥-15</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑦-2</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑦-3</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。◇</p> <p>(4) 環境条件等                      基本方針については、「1.7.18(3)a. 環境条件」に示す。◇</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p>		<p>⑥-39 (P21 から)</p> <p>⑥-41 (P21 から)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (18 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。 (以下同じ)</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。</u>⑦-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、<u>外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑦-5</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、<u>第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑦-6</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。</u>⑦-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、<u>外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</u>⑦-5</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、<u>「ロ. (7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u>⑦-6</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋</p>	<p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。</u>◇</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。</u>◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、<u>外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</u>◇</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、<u>「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u>◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (19 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      記載の適正化。</p>	<p>外用)は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護、被液防護する設計とする。</u>⑦-7</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランスシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランスシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑦-8</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。⑦-9</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑧-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランスシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑧-2</p>	<p>外用)は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</u>⑦-7</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランスシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランスシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計とする。</u>⑦-8</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、<u>当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u>⑦-9</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。⑧-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランスシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。⑧-2</p>	<p>外用)は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</u>◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランスシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランスシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計する。</u>◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランスシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランスシーバ(屋外用)は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対して除灰する手順を整備する。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、<u>当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u>◇</p> <p>(5) 操作性の確保                      基本方針については、「1.7.18(4)a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランスシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (20 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>【許可からの変更点】 通信連絡設備の数量を明確にした。(以下同じ)</p>	<p>通信連絡設備及び代替通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>(a) 所内通信連絡設備 ページング装置(警報装置を含む。) (廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-16 所内携帯電話 (廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-17 専用回線電話 1式 ⑥-18 一般加入電話 1式 ⑥-19 ファクシミリ 1式 ⑥-20 (b) 所内データ伝送設備 プロセスデータ伝送サーバ 1式 ⑥-21 放射線管理用計算機 1式 ⑥-22 環境中継サーバ 1式 ⑥-23 総合防災盤 1式 ⑥-24 (c) 所外通信連絡設備 統合原子力防災ネットワークIP電話 (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-25 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-26 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-27 一般加入電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-28 一般携帯電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-29 衛星携帯電話(MOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-30 ファクシミリ(MOX燃料加工施設と共用) 1式 ⑥-31 (d) 所外データ伝送設備 データ伝送設備 1式 ⑥-32</p>	<p>9.17.2.3 主要設備の仕様 通信連絡を行うために必要な設備の仕様を第9.17.2-1表, 第9.17.2-2表及び第9.17.2-3表に示す。◇</p> <p>9.17.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備 重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として, 代替通話システムを設置する。◇ 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として, 「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送システムを設置する。◇ 重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として, 可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。◇ 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として, 「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部を配備する。◇ 重大事故等が発生した場合において, 代替通信連絡設備へ給電するための設備として, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し, 「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇ 重大事故等が発生した場合において, 通信連絡設備へ給電するための設備として, 「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電</p>		<p>⑥-16 (P15 ~)</p> <p>⑥-17 (P15 ~)</p> <p>⑥-18 (P15 ~)</p> <p>⑥-19 (P15 ~)</p> <p>⑥-20 (P15 ~)</p> <p>⑥-21 (P15 ~)</p> <p>⑥-22 (P15 ~)</p> <p>⑥-23 (P15 ~)</p> <p>⑥-24 (P15 ~)</p> <p>⑥-25 (P15 ~)</p> <p>⑥-26 (P15 ~)</p> <p>⑥-27 (P15 ~)</p> <p>⑥-28 (P15 ~)</p> <p>⑥-29 (P15 ~)</p> <p>⑥-30 (P15 ~)</p> <p>⑥-31 (P15 ~)</p> <p>⑥-32 (P15 ~)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (21 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(e) 代替通信連絡設備  <u>[常設重大事故等対処設備]</u>                      代替通話系統                      1式 ⑥-33                      統合原子力防災ネットワークIP電話                      (設計基準対象の施設と兼用) (MOX                      燃料加工施設と共用)                      1式 ⑥-34                      統合原子力防災ネットワークIP-FAX                      (設計基準対象の施設と兼用) (MO                      X燃料加工施設と共用)                      1式 ⑥-35                      統合原子力防災ネットワークTV会議シ                      ステム (設計基準対象の施設と兼用)                      (MOX燃料加工施設と共用)                      1式 ⑥-36                      データ伝送設備 (設計基準対象の施設と                      兼用) 1式 ⑥-37</p> <p><u>[可搬型重大事故等対処設備]</u>                      可搬型通話装置                      1式 ⑥-38                      可搬型衛星電話 (屋内用)                      (MOX燃料加工施設と共用)                      1式 ⑥-39                      可搬型トランシーバ (屋内用)                      1式 ⑥-40                      可搬型衛星電話 (屋外用)                      (MOX燃料加工施設と共用)                      1式 ⑥-41                      可搬型トランシーバ (屋外用)                      1式 ⑥-42</p>	<p>気設備の一部である受電開閉設備等を常                      設重大事故等対処設備として位置付け                      る。◇                      設計基準対象の施設と兼用する所内通                      信連絡設備のページング装置、所内携帯                      電話、専用回線電話、一般加入電話及び                      ファクシミリを常設重大事故等対処設備                      として位置付ける。◇                      また、設計基準対象の施設と兼用する                      所内データ伝送設備のプロセスデータ伝                      送サーバ、放射線管理用計算機、環境中                      継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故                      等対処設備として位置付ける。◇                      代替通話系統は、前処理建屋、分離建                      屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混                      合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化                      建屋内において、必要な連絡を行う際                      に使用するものであり、屋内にあらかじめ                      敷設してあるケーブル、接続盤及び接続                      盤内の接続口で構成される系統である。                      ◇                      代替通話系統は、常設重大事故等対処                      設備として前処理建屋、分離建屋、精製                      建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建                      屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に2                      系統設け、可搬型通話装置を接続して使                      用可能な設備である。◇</p> <p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離                      建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム                      混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固                      化建屋内に必要な連絡を行う際に使用す                      るものであり、可搬型通話装置の端末を                      代替通話系統に接続することで、代替通                      話系統を通じて可搬型通話装置の端末間                      で通信連絡を行うことができる設備であ                      る。②-2</p> <p>④ (P4 ～)</p> <p>可搬型通話装置は、可搬型重大事故等                      対処設備として制御建屋及び外部保管エ                      リアに保管する。◇                      可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型ト                      ランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話                      (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋                      外用) は、中央制御室、緊急時対策所、                      使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の                      制御室並びに屋外間で連絡を行う際に使                      用するものであり、衛星回線又は無線回                      線を用いて通信連絡を行う設備である。</p>		<p>⑥-33 (P14 ～)</p> <p>⑥-34 (P15 ～)</p> <p>⑥-35 (P15 ～)</p> <p>⑥-36 (P15 ～)</p> <p>⑥-37 (P15 ～)</p> <p>⑥-38 (P15 ～)</p> <p>⑥-39 (P16, 17 ～)</p> <p>⑥-40 (P16 ～)</p> <p>⑥-41 (P16, P17 ～)</p> <p>⑥-42 (P16 ～)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (22 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>◇ 可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、可搬型重大事故等対処設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。◇ 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設備である。◇ 可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設備である。◇ 可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電電池で動作可能な設備である。◇ さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設備である。◇ 乾電池を用いる設備は、7日間以上継続して通話が可能な設備である。また、充電電池を用いる設備は、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機又は「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機にて充電、又は受電することで7日間以上継続して通話が可能な設備である。◇ 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備は、重大事故等対処設備として以下の所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備で構成する。◇ a. 所内通信連絡設備 (a) 常設重大事故等対処設備 ページング装置（設計基準対象の施設と兼用） 所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (23 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>専用回線電話 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>一般加入電話 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>ファクシミリ (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>b. 所内データ伝送設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>プロセスデータ伝送サーバ (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>放射線管理用計算機 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>環境中継サーバ (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>総合防災盤 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>c. 代替通信連絡設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>代替通話系統</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型通話装置</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用)</p> <p>可搬型トランシーバ (屋内用)</p> <p>可搬型衛星電話 (屋外用)</p> <p>可搬型トランシーバ (屋外用)</p> <p>重大事故等が発生した場合に、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための通信設備として、「(1) a. 所内通信連絡設備」, 「(1) b. 所内データ伝送設備」及び「(1) c. 代替通信連絡設備」を使用する。◇</p> <p>具体的には、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備されるまでは、代替通話系統, 可搬型通話装置, 可搬型衛星電話 (屋内用), 可搬型トランシーバ (屋内用), 可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) を使用する。◇</p> <p>「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (24 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部にて共有する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備のうち所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。◇</p> <p>(2) 再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備を設置する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>◇</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P -</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (25 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システムは, 専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。</p> <p>◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)は, 再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)は, 可搬型重大事故等対処設備として, 緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。</p> <p>◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)は, 再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)は, 可搬型重大事故等対処設備として, 制御建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)は, ハンドセットを緊急時対策所に配備し, 屋外に配備したアンテナと接続することにより, 屋内で使用可能な設備である。◇</p> <p>データ伝送設備は, 再処理事業所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送するための設備であり, 常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。◇</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)は, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)は, 代替電源として充電池で動作可能な設備である。◇</p> <p>再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備は, 重大事故等対処設備として以下の所外通信連絡設備, 所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備で構成する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (26 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>再処理事業所外への通信設備のうち、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。◇</p> <p>a. 所外通信連絡設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP-FAX(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークTV会議システム(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>一般加入電話(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>一般携帯電話(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>衛星携帯電話(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>ファクシミリ(設計基準対象の施設と兼用)◇</p> <p>b. 所外データ伝送設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>データ伝送設備(設計基準対象の施設と兼用)◇</p> <p>c. 代替通信連絡設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話(設計基準対象の施設と兼用)(MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP-FAX(設計基準対象の施設と兼用)(MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークTV会議システム(設計基準対象の施設と兼用)(MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>データ伝送設備(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)(MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)(MOX燃料加工施設と共用)◇</p> <p>重大事故等が発生した場合に、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する通信設備として、「(2)a. 所外通信連絡設備」、「(2)b. 所外データ伝送設備」及び「(2)c. 代替通信連絡</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (27 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p>	<p>所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。⑨-1</p>		<p>設備」を使用する。◇                  具体的には，「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等，「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備されるまでは，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。◇                  「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等，「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備された後は，計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータをデータ伝送設備にて送信し，共有する。◇                  再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備のうち所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は，漏えい又は異臭等の異常を確認した場合においても使用する。◇                  9.17.2.5 試験・検査                  「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。◇                  所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は，再処理施設の運転中又は停止中に機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。⑨-1</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (28 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。⑨-2</p>		<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。⑨-2</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、保管数量及び保管状態を定期的に確認する。◇</p> <p>乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。◇</p>		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	通信連絡設備及び代替通信連絡設備に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
②	代替通信連絡設備の使用方法に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
③	代替通信連絡設備の電源に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
④	共通要因故障に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	(36条2項1号) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	—	b
⑤	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項6号)	—	b
⑥	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項1号)	—	b
⑦	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	(36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	—	b
⑧	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	(36条1項3号) (36条1項5号) (36条3項1号) (36条3項5号)	—	b
⑨	試験・検査性の確保に関する内容	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の試験・検査に係る事項	— (36条1項4号)	—	b
⑩	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する設備	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する情報把握計装設備に係る事項	1項 (47条1項) (47条2項)	—	—
⑪	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する設備	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する放射線監視設備及び環境管理設備に係る事項	1項 (49条1項) (49条2項)	—	—

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

⑫	有毒ガスの発生の連絡に関する記載 (制御室等)	第48条「制御室」の有毒ガスの発生の連絡に係る要求を受けている内容	— (48条1項)	—	a
⑬	有毒ガスの発生の連絡に関する記載 (緊急時対策所)	第50条「緊急時対策所」の有毒ガスの発生の連絡に係る要求を受けている内容	— (50条1項1号)	—	a

## 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
㊦	緊急時対策所に関する事項	緊急時対策所に関する事項については、第50条「緊急時対策所」の基本設計方針で記載する。	—
㊧	電源設備に関する事項	電源設備に関する事項については、第46条「電源設備」の基本設計方針で記載する。	—

## 3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）と内容が重複するため、記載しない。	—
◇	手順に関する記載	保安規定に定めて管理するため記載しない。	—
◇	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の図面	通信連絡設備及び代替通信連絡設備に関する図面は添付書類の「通信連絡設備に関する説明書」に示す。	a
◇	代替通信連絡設備の詳細説明	代替通信連絡設備の具体構成及び使用場所は添付書類の「通信連絡設備に関する説明書」に示す。	a
◇	代替通信連絡設備のうちパラメータ共有に用いる設備の構成	代替通信連絡設備のうちパラメータ共有に用いる設備の構成は添付書類の「通信連絡設備に関する説明書」に示す。	a

## 4. 添付書類等

No.	書類名
a	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針			—	—	—	—	—
2	代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。  【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	—	—	—	—	—
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針			—	—	—	—	—
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランスシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランスシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランスシーバ（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランスシーバ（屋外用）	基本方針 設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.8 可搬型トランスシーバ（屋内用）及び可搬型トランスシーバ（屋外用）	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 代替通信連絡設備の構成について説明する。  【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の構成について説明する。  【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の構成について説明する。  【3.1.8 可搬型トランスシーバ（屋内用）及び可搬型トランスシーバ（屋外用）】 可搬型トランスシーバ（屋内用）及び可搬型トランスシーバ（屋外用）の構成について説明する。	—	—	—	—	
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	機能要求①	計測制御系統施設（計装設備） （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1~4図）	設計方針 （設備構成）	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）  VI-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握するための詳細設計 3.1監視パラメータ 3.2設備構成 3.2.1 計測装置	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。  【3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握するための詳細設計】 ・各設備の詳細設計について説明する。 ・監視パラメータの記録及び保存するための構成について、説明する。	—	—	—	—	
6	情報把握計装設備については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 計測制御装置」に示す。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	機能要求①	放射線管理施設（代替モニタリング設備） （許可文中、第8.2-3表(1)） 放射線管理施設（代替気象観測設備） （許可文中、第8.2-3表(1)）	設計方針 （設備構成）	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）  VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  3. 放射線管理施設の構成 3.4 代替モニタリング設備 3.4.1 代替排気モニタリング設備 3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備 3.4.2 代替環境モニタリング設備 3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備  3.7 代替気象観測設備 3.7.1 可搬型気象観測設備	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。  【3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。  【3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。  【3.7.1 可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	
8	代替モニタリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」に、代替気象観測設備については第2章 個別項目の「6.7 代替気象観測設備」に示す。	冒頭宣言	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—
9	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話 3.1.3 専用回線電話 3.1.4 一般加入電話 3.1.5 ファクシミリ	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。  【3.1.1 ページング装置】 ページング装置を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.2 所内携帯電話】 所内携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.3 専用回線電話】 専用回線電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.4 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回									
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針	○	—	通信連絡設備	通信連絡設備	—	—	—	—	—	—
2	代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針	○	—	通信連絡設備	通信連絡設備	—	—	—	—	—	—
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要のある場所と共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランスシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランスシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランスシーバ（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランスシーバ（屋外用）	基本方針 設計方針	○	—	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランスシーバ（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランスシーバ（屋外用）	—	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.8 可搬型トランスシーバ（屋内用）及び可搬型トランスシーバ（屋外用）	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。	
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	機能要求①	計測制御系統施設（計装設備） （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1~4図）	設計方針 （設備構成）	○	—	計測制御系統施設（計装設備） （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1~4図）	—	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） VI-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握するための詳細設計 3.1監視パラメータ 3.2設備構成 3.2.1 計測装置	【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握するための詳細設計】 ・各設備の詳細設計について説明する。 ・監視パラメータの記録及び保存するための構成について、説明する。	
6	情報把握計装設備については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 計測制御装置」に示す。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	機能要求①	放射線管理施設（代替モニタリング設備） （許可文中、第8.2-3表(1)） 放射線管理施設（代替気象観測設備） （許可文中、第8.2-3表(1)）	設計方針 （設備構成）	○	—	放射線管理施設（代替モニタリング設備） （許可文中、第8.2-3表(1)） 放射線管理施設（代替気象観測設備） （許可文中、第8.2-3表(1)）	—	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 放射線管理施設の構成 3.4 代替モニタリング設備 3.4.1 代替排気モニタリング設備 3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備 3.4.2 代替環境モニタリング設備 3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備 3.7 代替気象観測設備 3.7.1 可搬型気象観測設備	【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。 【3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。 【3.7.1 可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	
8	代替モニタリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」に、代替気象観測設備については第2章 個別項目の「6.7 代替気象観測設備」に示す。	冒頭宣言	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ	設計方針	○	—	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ	ページング装置 所内携帯電話	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話 3.1.3 専用回線電話 3.1.4 一般加入電話 3.1.5 ファクシミリ	【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所と共有する設計とする。	設置要求	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.9 所内データ伝送設備	【3.1.9 所内データ伝送設備】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—
11	代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	—	—	—	—	—
12	可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	—	—	—	—	—
13	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の保管場所について説明する。	—	—	—	—	—
14	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用)	【3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用)】 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) の保管場所について説明する。	—	—	—	—	—
15	可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用)	【3.1.8 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用)】 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) の保管場所について説明する。	—	—	—	—	—
16	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。	—	—	—	—	—
17	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) は、充電電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.1.8 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用)	【3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用)】 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用)】 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) の電源について説明する。	—	—	—	—	—
18	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.1.8 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用)	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。 【3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用)】 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用)】 可搬型トランシーバ (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) の電源について説明する。	—	—	—	—	—
19	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) は、MOX燃料加工施設と共用する。	設置要求	通信連絡設備	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回							
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所ですべて共有する設計とする。	設置要求	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	設計方針	○	—	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.9 所内データ伝送設備	【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。
11	代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【代替通信連絡設備の使用法】 代替通信連絡設備の使用法について説明する。 【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
12	可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【代替通信連絡設備の使用法】 代替通信連絡設備の使用法について説明する。
13	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
14	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーブ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーブ (屋外用) は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.1.8 可搬型トランシーブ (屋内用) 及び可搬型トランシーブ (屋外用)	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
15	可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーブ (屋内用) は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.1.8 可搬型トランシーブ (屋内用) 及び可搬型トランシーブ (屋外用)	【代替通信連絡設備の使用法】 代替通信連絡設備の使用法について説明する。
16	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
17	可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーブ (屋内用)、可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーブ (屋外用) は、乾電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーブ (屋内用) は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.1.8 可搬型トランシーブ (屋内用) 及び可搬型トランシーブ (屋外用)	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
18	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.1.8 可搬型トランシーブ (屋内用) 及び可搬型トランシーブ (屋外用)	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
19	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) は、MOX燃料加工施設と共用する。	設置要求	通信連絡設備	設計方針 (悪影響防止)	○	—	通信連絡設備	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異常等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織委員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針 設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本設計方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異常等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織委員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織委員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。  【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 所内通信連絡設備は、第1表に示すとおり化学物質の漏えい又は異常等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から中央制御室、屋外及び屋内の運転員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の運転員（統括当直長）から緊急時対策所の設計基準事故並びに重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	—	—	—	—	—
21	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム データ伝送設備 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用）	基本方針 設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの構成を説明する。  【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の構成を説明する。  【3.2.7 所外データ伝送設備】 所外データ伝送設備の構成を説明する。	—	—	—	—	—
22	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.2 一般加入電話 3.2.3 一般携帯電話 3.2.4 衛星携帯電話 3.2.5 ファクシミリ	【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。  【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.2 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.3 一般携帯電話】 一般携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.4 衛星携帯電話】 衛星携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	—	—	—	—	—
23	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有する設計とする。	設置要求	データ伝送設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	—	—	—	—	—
24	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策棟に設置する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの設置場所を説明する。  【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備の設置場所を説明する。	—	—	—	—	—
25	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策棟及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所について説明する。	—	—	—	—	—
26	可搬型衛星電話（屋外用）は、制御棟及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所について説明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回					仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ棟に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事			
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織委員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織委員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織委員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織委員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織委員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。
21	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム データ伝送設備 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用）	基本方針設計方針	○	—	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム データ伝送設備 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用）	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.2.7 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。
22	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	設計方針	○	—	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.2 一般加入電話 3.2.3 一般携帯電話 3.2.4 衛星携帯電話 3.2.5 ファクシミリ	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。
23	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有する設計とする。	設置要求	データ伝送設備	設計方針	○	—	データ伝送設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.7 所外データ伝送設備	【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送設備の構成について説明する。
24	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策棟に設置する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.7 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
25	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策棟屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
26	可搬型衛星電話（屋外用）は、制御棟屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の使用方法について説明する。	—	—	—	—	—
28	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの電源について説明する。  【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—
29	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。	—	—	—	—	—
30	可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。	—	—	—	—	—
31	充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。	—	—	—	—	—
32	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—
33	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等と同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本設計方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異常等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織委員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針 設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本設計方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異常等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織委員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。  【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 所外通信連絡設備は、第2表に示すとおり化学物質の漏えい又は異常等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	—	—	—	—	—
35	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本設計方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。	—	—	—	—	—
36	代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	—	—	—	—	—
37	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境制御サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生異常等に対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回							
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【代替通信連絡設備の使用手法】 代替通信連絡設備の使用手法について説明する。
28	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.7 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
29	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
30	可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電機で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。
31	充電機を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上連続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	—
32	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止）	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	—
33	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等と同時に発生することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	—
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針 設計方針	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。  【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 所外通信連絡設備は、第2表に示すとおり化学物質の漏えい又は異常等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の運転員（統括当直長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。
35	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	—
36	代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
37	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサ、放射線管理用計算機、電線中継サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生事故等に対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	○	—	基本方針	基本方針	—	—	—	—



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38		機能要求①	通信連絡設備			設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—
39		設置要求	通信連絡設備			設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—
40		設置要求	通信連絡設備			設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—
41		機能要求①	通信連絡設備			設計方針(悪影響防止)	—	—	—	—	—
42		機能要求①	通信連絡設備			設計方針(悪影響防止)	—	—	—	—	—
43		設置要求	通信連絡設備			設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—
44		設置要求	通信連絡設備			設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—
45		設置要求	通信連絡設備		VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—
46		設置要求	通信連絡設備			設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—
47		設置要求	通信連絡設備			設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回								
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
38		機能要求①	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
39		設置要求	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—		
40		設置要求	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—		
41		機能要求①	通信連絡設備	設計方針(悪影響防止)	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
42		機能要求①	通信連絡設備	設計方針(悪影響防止)	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—		
43		設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—		
44		設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—		
45		設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。
46		設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—		
47		設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
49	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
51	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
52	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	—	—	—	—	—
53	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
55	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
56	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
57	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
58	代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
59	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般機常電話、無線機常電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、積製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
60	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、積製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護、被液防護する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—
64	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、積製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回						添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表		
48	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
49	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
51	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
52	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。
53	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
55	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
56	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
57	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
58	代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の附属設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	○	—	基本方針	—	—	—		
59	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災室、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般機常駐電話、衛星機常駐電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
60	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けにくい高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の附属設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	基本方針	—	—	—		
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい等を考慮し、影響を受けにくい高さへの保管、被水防護、被液防護する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	基本方針	—	—	—		
64	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	○	—	通信連絡設備	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、設置率の高くなるおそれのない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
67	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーブ（屋内用）における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—
68	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIV会議システム及びデータ伝送設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーブ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーブ（屋外用）は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回							
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、設置率の高くなるおそれのない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（操作性の確保）	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 代替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
67	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーブ（屋内用）における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（操作性の確保）	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	—
68	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIV会議システム及びデータ伝送設備は、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（試験・検査性）	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備	【3.4.2 重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーブ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーブ（屋外用）は、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（試験・検査性）	○	—	通信連絡設備	—	—	—	—	—

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
—：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙 3

### 基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針			
2	代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針			
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針			
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランシーバ（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランシーバ（屋外用）	基本方針 設計方針			
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針 設計方針	1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。 【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
21	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム データ伝送設備 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用）	基本方針 設計方針			
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針 設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書		
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	機能要求①	計測制御系統施設（計装設備） （許可文中、第6.2.1-4表（1）、第6.2.1-1～4図）	設計方針 （設備構成）			
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	機能要求①	放射線管理施設（代替モニタリング設備） （許可文中、第8.2-3表（1）） 放射線管理施設（代替気象観測設備） （許可文中、第8.2-3表（1））	設計方針 （設備構成）	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
9	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ	設計方針	3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話 3.1.3 専用回線電話 3.1.4 一般加入電話 3.1.5 ファクシミリ	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。 【3.1.1 ページング装置】 ページング装置を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.2 所内携帯電話】 所内携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.3 専用回線電話】 専用回線電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.4 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・[補足通]通信連絡設備の一覧

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランシーバ（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランシーバ（屋外用）	基本方針 設計方針	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の構成について説明する。 【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の構成について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の構成について説明する。	【通信連絡設備の一覧】 通信連絡設備及び代替通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。 ・【補足通1】通信連絡設備の一覧
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	基本方針 設計方針	設計方針	3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。	※補足すべき事項の対象なし
11	代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
12	可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針		【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
13	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針		【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
16	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針		【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。	＜乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について＞ ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。 ・【補足通2】通信連絡設備が接続する電源について
14	可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の保管場所について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
15	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）の使用方法について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
17	可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の電源について説明する。	＜乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について＞ ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。 ・【補足通2】通信連絡設備が接続する電源について	
18	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。 【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の電源について説明する。	＜乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について＞ ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。 ・【補足通2】通信連絡設備が接続する電源について	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
10	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所と共有する設計とする。	設置要求	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	設計方針	3.1.9 所内データ伝送設備	【3.1.9 所内データ伝送設備】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備及び代替通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・【補足通1】通信連絡設備の一覧
22	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	設計方針	3.2 通信連絡設備 (再処理事業所外) 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.2 一般加入電話 3.2.3 一般携帯電話 3.2.4 衛星携帯電話 3.2.5 ファクシミリ	【3.2 通信連絡設備 (再処理事業所外)】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。 【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.2 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.3 一般携帯電話】 一般携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.4 衛星携帯電話】 衛星携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・【補足通1】通信連絡設備の一覧
23	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有する設計とする。	設置要求	データ伝送設備	設計方針	3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.7 所外データ伝送設備】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送の構成について説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・【補足通1】通信連絡設備の一覧
21	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) を設ける設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム データ伝送設備 可搬型衛星電話 (屋内用) 可搬型衛星電話 (屋外用)	基本方針 設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.6 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) 3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの構成を説明する。 【3.2.6 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用)】 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) の構成を説明する。 【3.2.7 所外データ伝送設備】 所外データ伝送設備の構成を説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒代替通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・【補足通1】通信連絡設備の一覧 <データ伝送設備のパラメータ> ⇒データ伝送設備の伝送パラメータについて補足説明する。 ・【補足通3】データ伝送設備のパラメータ
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は臭気等の異常を確認した者 (立会人、公的機関から情報を入手した者等) が中央制御室の実施組織要員 (実施責任者) に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針 設計方針	3.2 通信連絡設備 (再処理事業所外)	【3.2 通信連絡設備 (再処理事業所外)】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。	※補足すべき事項の対象なし
24	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの設置場所を説明する。 【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備の設置場所を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
28	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
25	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針				
26	可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針				
27	可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針				
29	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書			
30	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針				
31	充電電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針		3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)	※補足すべき事項の対象なし	
37	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定め、管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))		3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
58	代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))		4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))				
35	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所内通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。 また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))		3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
36	代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			
38	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機、充電電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。 また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
39	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定め、管理する。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項			
40	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし			
19	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
32	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止）						
33	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）				3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
41	代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止）						
42	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針（悪影響防止）						
43	代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建屋に2系統ずつを有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	※補足すべき事項の対象なし			
44	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））						
45	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））						
46	所内データ伝送設備のプロセッサデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））						
47	MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））						
48	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））						
49	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））						
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））						
51	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））						
52	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）						
53	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））						
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
55	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処施設設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
56	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))				
57	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))				
59	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
60	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))				
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))				
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護、被液防護する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))				
64	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))				
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(操作性の確保)				
67	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(操作性の確保)	5. 操作性及び試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
68	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(試験・検査性)				
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(試験・検査性)				
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	機能要求①	計測制御系統施設(計装設備) (許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1~4図)	設計方針(設備構成)	VI-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の必要な情報を把握するための詳細設計 3.1 監視パラメータ 3.2 設備構成 3.2.1 計測装置	【3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の必要な情報を把握するための詳細設計】 ・各設備の詳細設計について説明する。 ・監視パラメータの記録及び保存するための構成について、説明する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	機能要求①	放射線管理施設（代替モニタリング設備） （許可文中、第8.2-3表(1)） 放射線管理施設（代替気象観測設備） （許可文中、第8.2-3表(1)）	設計方針 （設備構成）	VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 放射線管理施設の構成 3.4 代替モニタリング設備 3.4.1 代替排気モニタリング設備 3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備 3.4.2 代替環境モニタリング設備 3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備 3.7 代替気象観測設備 3.7.1 可搬型気象観測設備	【3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。  【3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。  【3.7.1 可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

再処理目次									再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降	1回			第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		
1.									概要	—					
2.									基本方針	—					
	2.1								通信連絡設備（再処理事業所内） 【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	通信連絡設備（再処理事業所内）の基本方針を説明する	※補足すべき事項の対象なし	
	2.2								通信連絡設備（再処理事業所外） 【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	通信連絡設備（再処理事業所外）の基本方針を説明する	※補足すべき事項の対象なし	
3.									施設の詳細設計方針	—					
	3.1								通信連絡設備（再処理事業所内） 【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。 【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。 【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【有毒ガスの発生の連絡について】 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	通信連絡設備（再処理事業所内）の詳細設計方針を説明する	1.1 通信連絡設備の一覧 1.5 データ伝送設備の概要図	
	3.1.1								ページング装置 【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	ページング装置の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.1.2								所内携帯電話 【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	所内携帯電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.1.3								専用回線電話 【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	専用回線電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.1.4								一般加入電話 【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	一般加入電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.1.5								ファクシミリ 【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	ファクシミリの詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.1.6								代替通話系統及び可搬型通話装置 【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【代替通話系統及び可搬型通話装置の使用法】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用法について説明する。 【可搬型通話装置の保管場所】 可搬型通話装置の保管場所について説明する。 【可搬型通話装置の電源】 可搬型通話装置の電源について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	代替通話系統及び可搬型通話装置の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図 1.7 乾電池又は充電電池による重大事故等対処計装設備への給電について	
	3.1.7								可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所について説明する。 【可搬型衛星電話（屋内用）の使用法】 可搬型衛星電話（屋内用）の使用法について説明する。 【可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図 1.7 乾電池又は充電電池による重大事故等対処計装設備への給電について	
	3.1.8								可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用） 【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の保管場所】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の保管場所について説明する。 【可搬型トランシーバ（屋内用）の使用法】 可搬型トランシーバ（屋内用）の使用法について説明する。 【可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の電源】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の電源について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図 1.7 乾電池又は充電電池による重大事故等対処計装設備への給電について	
	3.1.9								所内データ伝送設備 【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	所内データ伝送設備の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.2								通信連絡設備（再処理事業所外） 【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	通信連絡設備（再処理事業所外）の詳細設計方針を説明する。	1.1 通信連絡設備の一覧	
	3.2.1								統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。 【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【有毒ガスの発生の連絡について】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。 【統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの設置場所】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの設置場所を説明する。 【統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの電源】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの電源を説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図	
	3.2.2								一般加入電話 【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	一般加入電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.2.3								一般携帯電話 【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	一般携帯電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.2.4								衛星携帯電話 【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	衛星携帯電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
	3.2.5								ファクシミリ 【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	ファクシミリの詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	



再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
		3.2.6						可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	<p>【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。</p> <p>【可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所について説明する。</p> <p>【可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の使用方法】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の使用方法について説明する。</p> <p>【可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。</p>	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の詳細設計方針を説明する。	1.4 データ伝送設備のパラメータ 1.5 データ伝送設備の概要図 1.6 単線結線図 1.7 乾電池又は充電電池による重大事故等対処計装設備への給電について
		3.2.7						所外データ伝送設備	<p>【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送の構成について説明する。</p> <p>【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。</p> <p>【データ伝送設備の設置場所】 データ伝送設備の設置場所を説明する。</p> <p>【データ伝送設備の電源】 データ伝送設備の電源を説明する。</p>	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	所外データ伝送設備の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図
VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書														
3.								多様性、位置的分散、悪影響防止等	<p>【多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。</p>	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
4.								環境条件等	<p>【環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。</p>	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
5.								操作性及び試験・検査性	<p>【操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。</p>	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

凡例  
 ・「申請回数」について  
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目  
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
 —：当該申請回数で記載しない項目

## 別紙 4

### 添付書類の発電炉との比較

発電炉－再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(1/38)

発電炉	再処理施設	備考
1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（発電所内） 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.1 送受話器（ページング） 3.1.2 電力保安通信用電話設備（固定電話機，P H S 端末及びF A X）	1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話  <u>3.1.3 専用回線電話</u> <u>3.1.4 一般加入電話</u>	ファクシミリについては、3.1.5に記載している。  当社固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.1.2 電力保安通信用電話設備（ <u>固定電話機，P H S 端末及びF A X</u> ）	3.1.5 ファクシミリ	所内携帯電話については、3.1.2に記載している。
3.1.3 <u>無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）</u>  【凡例】 <u>下線：</u> ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異 <u>二重下線：</u> ・プラント固有の事項による記載内容の差異 ・後次回の申請範囲に伴う差異		3.1.8に記載している。

発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(2/38)

発電炉	再処理施設	備考
3.1.4 携行型有線通話装置	3.1.6 <u>代替通話系統及び可搬型通話装置</u>	当社固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.1.5 <u>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）</u>	3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.1.3 <u>無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）</u>	3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）	
3.1.6 データ伝送設備（発電所内）	3.1.9 所内データ伝送設備	
3.2 通信連絡設備（発電所外）	3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	
<u>3.2.1 電力保安通信用電話設備（固定電話機，P H S 端末及びF A X）</u>		発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
<u>3.2.2 テレビ会議システム（社内）</u>		
3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P 電話及びI P - F A X）	3.2.1 統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	
3.2.3 加入電話設備（加入電話及び加入F A X）	3.2.2 一般加入電話	ファクシミリについては、3.2.5に記載している。

発電炉—再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(3/38)

発電炉	再処理施設	備考
	3.2.3 一般携帯電話	当社固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	3.2.4 衛星携帯電話	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）については、3.2.6に記載している。
3.2.3 加入電話設備（加入電話及び加入FAX）	3.2.5 ファクシミリ	一般加入電話については、3.2.2に記載している。
3.2.4 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））		発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	衛星携帯電話については、3.2.4に記載している。
3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）		3.2.1に記載している。
3.2.7 データ伝送設備（発電所外）	3.2.7 所外データ伝送設備	



発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(4/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>1. 概要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第46条、第47条第4項及び第5項、第76条、第77条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に基づく通信連絡設備について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（発電所内） <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋、作業場所等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、サイレン及び音声により行うことができるよう、警報装置、多様性を確保した通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>通信連絡設備（発電所内）は、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（以下「重大事故等」という。）が発生した場合</p>	<p>1. 概要 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」第31条、第51条に基づく通信連絡設備について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡</p>	<p>31条に比較結果を示す。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 (5/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、当該設備に代替電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>2.2 通信連絡設備（発電所外）  <u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡が</u></p>	<p>を行うことができるよう、<u>通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設けるとともに、代替通信連絡設備は、代替電源設備（乾電池及び充電池の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</u></p> <p><u>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（所内で異常を確認する者の代表である立会人、立会人から連絡を受けた所内の作業員、公的機関から情報を入手した者および所外のタンクローリの運転手から情報を入手した者）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</u></p> <p>2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）</p>	<p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>31 条に比較結果を示す。</p>

## 発電炉－再処理施設 記載比較

## 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(6/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>できるよう、通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>通信連絡設備（発電所外）は、通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続する。</u></p> <p><u>通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、当該設備に代替電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うこと、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有することができるよう、<u>通信連絡設備及び代替通信連絡設備</u>を設けるとともに、代替通信連絡設備は、代替電源設備（乾電池及び充電池の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p> <p><u>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（所外で異常を確認する者の代表である公的機関）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</u></p>	<p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮のため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 (7/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋、作業場所等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、サイレン及び音声により行うことができる設備並びに音声及びFAXにより行うことができる設備として、表1に示す警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>警報装置として送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測</u></p>	<p>3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）</p>	<p>31条に比較結果を示す。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 (8/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>制御系統施設の計測装置及び緊急時対策所の設備で兼用する。</u></p> <p><u>通信連絡設備（発電所内）の一部は、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とし、各設備の共用の区分を表 1 に示す。</u></p> <p><u>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、図 1 に示すとおり非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続又は充電電池若しくは乾電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、表 1 に示す必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するために必要な設備として、<u>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設置する設計とする。</u></p> <p>また、代替通信連絡設備として、第 1 表に示す<u>代替通話システムを前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、</u></p>	<p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の施設であり、新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉－再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(9/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置を緊急時対策所建屋内に設置する。</u></p> <p>これらの重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、図 1 に示すとおり代替電源設備であ</p>	<p>可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋外用）を中央制御室及び緊急時対策所内に必要数量を保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、<u>情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第 2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置を使用する設計とする。</u></p> <p><u>また、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備（再処理事業所内）のうち、代替通信連絡設備については、第 1 図に示すとおり代替電源設備であ</p>	<p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 発電炉－再処理施設 記載比較

## 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(10/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>る常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。充電機を使用する通信設備（発電所内）については、別の端末又は予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。乾電池を使用する通信設備（発電所内）については、<u>予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p>	<p>る緊急時対策建屋用発電機、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電し、動作可能な設計とする。</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電機を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p><u>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、表1に示すとおり重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（所内で異常を確認する者の代表である立会人、立会人から連絡を受けた所内の作業員、公的機関から情報を入手した者および所外のタンクローリーの運転手から情報を入手した者）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組</u></p>	<p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備構成の差異及び運用の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮のため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(11/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>また、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、通信連絡に係る機能を保持するため、表 2 に示す固縛又は固定による転倒、横滑り、飛び跳ね及び落下の防止措置（以下「転倒防止措置等」という。）を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管、トレイ及びダクト（以下「電線管等」という。）に敷設する設計とする。</p> <p>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</p>	<p><u>織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備（再処理事業所外）のうち代替通信連絡設備の配置を第 5 図に示す。</u></p>	<p>重大事故等対処設備の耐震性に係る記載は添付書類「VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に展開するため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>申請書の構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(12/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.1.1 送受話器 (ページング)  <u>発電所内の建屋内外各所の人に操作, 作業, 退避の指示, 事故対策のための集合等の連絡を行うために, 送受話器 (ページング) を設置する。送受話器 (ページング) は, 送受話器 (ページング) (ハンドセット) 及び送受話器 (ページング) (スピーカ) から構成される。</u></p> <p><u>指示は, 発電所各所に設置する送受話器 (ページング) (ハンドセット) を使用し, 送受話器 (ページング) (スピーカ) にて行うことができる設計とする。また, 中央制御室から発電所内へブザー鳴動, サイレン及び音声による警報を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>発電所の運転及び保守業務に必要なパトロール経路, 並びに機器の操作監視に必要な場所で, 目につき易く利便性の高い位置に送受話器 (ページング) (ハンドセット) を設け, 発電所内の建屋内外各所との通信連絡ができる設計とする。</u></p> <p><u>送受話器 (ページング) (スピーカ) は, 送受話器 (ページング) (ハンドセット) の近傍に設置するが, 設置場所の暗騒音レベル及び設置環境を考慮して設置する。</u></p> <p><u>送受話器 (ページング) は, 非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。) に接続し, 外部</u></p>	<p>3.1.1 ページング装置</p>	<p>31 条で比較結果を示す。</p> <p>31 条で比較結果を示す。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(13/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>3.1.2 電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）</p> <p><u>中央制御室，緊急時対策所及び屋内外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために，電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）のうち固定電話機及びFAXは，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>また，PHS 端末の電源は，充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p><u>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p>3.1.2 所内携帯電話</p>	<p>当社固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>ファクシミリについては，3.1.5に記載している。</p> <p>31条で比較結果を示す。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(14/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.1.2 電力保安通信用電話設備（固定電話機，P H S 端末及びF A X）</p>	<p><u>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備の所内携帯電話を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p><u>3.1.3 専用回線電話</u>  <u>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備の専用回線電話を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p><u>3.1.4 一般加入電話</u>  <u>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備の一般加入電話を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p>3.1.5 ファクシミリ</p> <p><u>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所</u></p>	<p>当社固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設備に係る設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>所内携帯電話については，3.1.2に記載している。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉—再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(15/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.1.3 <u>無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）</u>  <u>中央制御室，緊急時対策所及び屋外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために，無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>無線連絡設備（固定型）は，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u>  <u>また，無線連絡設備（携帯型）の電源は，充電機を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する無線連絡設備（携帯型）の電源は充電機を使用し，別の端末又は予備の充電機と交換することにより，継続して通話ができ，使用後の充電機は，代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p> <p>3.1.4 携行型有線通話装置            中央制御室及び屋内の作業場所との間並びに緊急時対策所建屋内で相互に通信連絡を行うために，携行型有線通話装置を保管する。携行型有線</p>	<p><u>と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p>3.1.6 <u>代替通話系統及び可搬型通話装置</u>            重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために，<u>代替通話系統を設置し，可搬型通</u></p>	<p>3.1.8 に記載する。</p> <p>当社固有の設備であり，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(16/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>通話装置は、端末ごとに決められた組み合わせの中継コードを端末のコネクタに差し込むことにより、容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>携帯型有線通話装置の電源は、乾電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に使用する携帯型有線通話装置の電源は、乾電池を使用し、<u>予備の乾</u></p>	<p>話装置を保管する設計とする。</p> <p><u>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u></p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。</p>	<p>可搬型通話装置の接続については、18/37で比較している。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>運用の差異のため、新</p>

発電炉—再処理施設 記載比較

【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(17/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3.1.4 携行型有線通話装置 中央制御室及び屋内の作業場所との間並びに緊急時対策所建屋内で相互に通信連絡を行うために、携行型有線通話装置を保管する。携行型有線通話装置は、端末ごとに決められた組み合わせの中継コードを端末のコネクタに差し込むことにより、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> </div> <p>3.1.5 <u>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）</u> 中央制御室、緊急時対策所及び屋外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために、<u>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）を設置又は保管する。</u></p>	<p>乾電池を用いる可搬型通話装置は、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替通話系統への可搬型通話装置の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 重大事故等が発生した場合において、中央制御室、緊急時対策所、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋外との間で相互に通信連絡を行うために、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を保管する設計とする。</p> <p><u>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u></p>	<p>たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 発電炉－再処理施設 記載比較

## 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(18/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>衛星電話設備（固定型）は、図 2 に示すとおり屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備（固定型）は、非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）の電源は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とし、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u>また、衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、<u>ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、第 2 図に示すとおり屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、充電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋</p>	<p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(19/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>電することができる設計とする。</p>	<p>電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。</p> <p><u>充電機を用いる可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p>	<p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>3.1.3 <u>無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)</u> 中央制御室、緊急時対策所及び屋外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために、<u>無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)を設置又は保管する。</u></p>	<p>3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用) 重大事故等が発生した場合において、中央制御室、緊急時対策所、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋外との間で相互に通信連絡を行うために、可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を保管する設計とする。</p> <p><u>可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u></p>	<p>発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
		<p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(20/38)

発電炉	再処理施設	備考
	<p><u>可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、第2図に示すとおり屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p>	
<p><u>無線連絡設備(固定型)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u>  <u>また、無線連絡設備(携帯型)の電源は、充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に使用する無線連絡設備(携帯型)の電源は充電池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</p>	<p>可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、充電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型トランシーバ(屋内用)は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
	<p><u>充電池を用いる可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施</u></p>	<p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない</p>



発電炉—再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(21/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.1.6 データ伝送設備（発電所内）  <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ表 3 に示す事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、図 3 に示すとおりデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</u>  <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p>3.1.9 所内データ伝送設備</p> <p><u>設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで 7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p><u>設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。</u></p>	<p>い。</p> <p>31 条で比較結果を示す。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(22/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合に使用する安全パラメータ表示システム(S P D S)のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。また、緊急時対策所建屋に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>表3 に示す緊急時対策所へ伝送している、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパラメータは、耐震性のあるS A監視操作盤、高圧代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接収集し、伝送できる設計とする。</u></p> <p>3.2 通信連絡設備（発電所外）  <u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体その他関係機関の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音声、F A X及びテレビ会議により行うことができる通信設備（発電所外）として、表4 に示す電力</u></p>	<p>3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>31条で比較結果を示す。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(23/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>保安通信用電話設備(固定電話機, PHS 端末及び F A X), テレビ会議システム(社内), 加入電話設備(加入電話及び加入 F A X), 専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向)), 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X)を設置又は保管する。また, 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(E R S S)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として, データ伝送設備を設置する。通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については, 表 5 に示すとおり有線系, 無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。</u></p> <p><u>電力保安通信用電話設備(固定電話機, P H S 端末及び F A X), テレビ会議システム(社内), 専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向)), 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P 電話及び I P - F A X)及びデータ伝送設備は, 専用通信回線に接続し, 輻輳による使用制限又は通信事業者による通信制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また, これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</u></p>		

発電炉—再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(24/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、図 1 に示すとおり非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続又は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、表 2 に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</u></p> <p><u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための設備として、第 2 表に示す<u>一般携帯電話、統合原</u></p>	<p>設備構成の差異のため</p>

## 発電炉－再処理施設 記載比較

## 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(25/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>通信設備（発電所外）として、表 4 に示す必要な数量の<u>衛星電話設備（固定型）</u>を中央制御室及び緊急時対策所に設置し、<u>衛星電話設備（携帯型）</u>及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及び I P - F A X）を緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋に設置する。通信連絡設備（発電所外）の一部は、<u>東海発電所及び東海第二発電所</u>で共用する設計とし、各設備の共用の区分を表 4 に示す。</p> <p>これらの重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、図 1 に示すとおり代替電源設備である<u>常設代替高圧電源装置</u>、<u>可搬型代替低圧電源車</u></p>	<p><u>子力防災ネットワーク IP 電話</u>、<u>統合原子力防災ネットワーク IP-FAX</u>、<u>統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム</u>を緊急時対策建屋に設置し、<u>一般加入電話</u>、<u>衛星携帯電話及びファクシミリ</u>を<u>制御建屋及び緊急時対策建屋</u>に設置する設計とする。</p> <p>また、代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムを設置し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を制御建屋及び緊急時対策建屋に必要な数量を保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する設計とする。</p> <p>再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ重大事故等に対処するために必要なパラメータを伝送できる設備として、データ伝送設備を緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の一部は、<u>MOX 燃料加工施設</u>と共用する設計とし、各設備の共用の区分を第 2 表に示す。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備（再処理事業所外）のうち代替通信連絡設備については、第 1 図に示す通り代替電源設備である<u>緊急時対策建屋用発電機</u>、<u>制御建屋可搬型発電機</u>、<u>使</u></p>	<p>め、新たな論点を生じるものではない。</p> <p>施設の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じ</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(26/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。充電機を使用する通信設備（発電所外）については、別の端末又は予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、表 2 に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</u></p> <p><u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-</u></p>	<p><u>用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電が可能な設計とする。充電機を使用する代替通信連絡設備については、代替電源設備である緊急時対策建屋用発電機、制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の電源にて充電又は受電することで 7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p><u>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、第 2 表に示すとおり重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（所外で異常を確認する者の代表である公的機関）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</u></p>	<p>るものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処設備の耐震性に係る記載は添付書類「VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に展開するため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較

【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(27/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u></p> <p><u>3.2.1 電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）</u>  <u>発電所と本店（東京），国，地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために，専用の電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）による電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）のうち固定電話機及びFAXは，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また，電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）のうちPHS 端末の電源は充電電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備（再処理事業所外）のうち代替通信連絡設備の配置を第 5 図に示す。</u></p>	<p>申請書の構成の差異のため，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉—再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(28/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>3.2.2 テレビ会議システム (社内)</u>  <u>発電所と本店 (東京) との間で通信連絡を行うために、通信事業者が提供する通信事業者回線 (有線系回線又は衛星系回線) によるテレビ会議システム (社内) を設置する。テレビ会議システム (社内) は、非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。) に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話及びIP-FAX)</u>  <u>発電所と本店 (東京), 国, 地方公共団体へ通信連絡を行うために、図 4 に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線 (有線系又は衛星系回線) による統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話及びIP-FAX) を設置する。</u></p> <p><u>IP 電話 (有線系) 及びIP-FAX (有線系) は有線系回線を使用し, IP 電話 (衛星系) 及びIP-FAX (衛星系) は衛星系回線を使用できる設計とする。また, テレビ会議システムについては, 有線系又は衛星系回線を使用できる設計とする。</u></p>	<p>3.2.1 統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム</p>	<p>31 条に比較結果を示す。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】 (29/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）は，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p><u>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムを設ける設計とする。</u></p>	<p>当社固有の設計上の考慮のため，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(30/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>重大事故等が発生した場合に使用する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）は，<u>非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて，緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u></p> <p>3.2.3 加入電話設備（加入電話及び加入FAX） <u>発電所と本店（東京），国，地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する回線（有線系回線）による加入電話設備（加入電話及び加入FAX）を設置する。</u></p> <p><u>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入FAXは，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入電話は，通信回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。</u></p>	<p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは，<u>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。</u></p> <p>3.2.2 一般加入電話</p> <p><u>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の一般加入電話を常設重大事故等対処設備とし</u></p>	<p>設備構成の差異のため，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>ファクシミリについては，3.2.5に記載している。 31条で比較結果を示す。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり，新たな論点</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(31/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）  <u>発電所と本店（東京）、国、地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために、通信事業者が提供する回線（衛星系回線）による衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）を設置又は保管する。また、発電所と発電所外でモニタリングを行う場所との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備（携帯型）を保管する。</u></p> <p><u>衛星電話設備（固定型）は、図2に示すとおり屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p>	<p><u>て位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p>3.2.3 一般携帯電話  <u>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の一般携帯電話を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p> <p>3.2.4 衛星携帯電話</p>	<p>が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）については、3.2.6に記載している。                  発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

## 発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(32/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>衛星電話設備（固定型）は、非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、衛星電話設備（携帯型）の電源は充電機を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電機を使用し、別の端末又は予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p>	<p><u>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の衛星携帯電話を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p>	<p>31条で比較結果を示す。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）については、3.2.6に記載している。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(33/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.2.3 加入電話設備（加入電話及び加入FAX）  <u>発電所と本店（東京），国，地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する回線（有線系回線）による加入電話設備（加入電話及び加入FAX）を設置する。</u></p> <p><u>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入FAXは，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入電話は，通信回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。</u></p> <p>3.2.4 専用電話設備（専用電話（ホットライン）  <u>（地方公共団体向）</u>  <u>発電所と地方公共団体との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する専用回線（有線系回線）による専用電話設備（専用電話（ホットライン）</u></p>	<p>3.2.5 ファクシミリ</p> <p><u>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備のファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</u></p>	<p>一般加入電話については，3.2.2に記載している。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>31条で比較結果を示す。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮のため，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較  
 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(34/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>(地方公共団体向)) を設置する。</u></p> <p><u>専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)) は, 非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。) に接続し, 外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>3.2.5 <u>衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型)</u>                  発電所と本店 (東京), 国, 地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために, 通信事業者が提供する回線 (衛星系回線) による<u>衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) を設置又は保管する。</u>また, 発電所と発電所外でモニタリングを行う場所との間で通信連絡を行うために, 衛星電話設備 (携帯型) を保管する。</p> <p><u>衛星電話設備 (固定型) は, 図 2 に示すとおり屋外に設置したアンテナと接続することにより, 屋内で使用できる設計とする。</u></p>	<p>3.2.6 <u>可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用)</u>                  重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として, 通信事業者が提供する回線 (衛星回線) に接続する可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用) を保管する設計とする。</p> <p><u>可搬型衛星電話 (屋内用) は, 緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型衛星電話 (屋外用) は, 制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</u></p>	<p>い。</p> <p>衛星携帯電話については, 3.2.4 に記載している。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり, 新たな論点が生じるものではない。</p> <p>衛星携帯電話については, 3.2.4 に記載している。</p>



発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(35/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>衛星電話設備（固定型）は、非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u> <u>また、衛星電話設備（携帯型）の電源は充電電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低压電源車から給電が可能な設計とする。また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、第 2 図に示すとおり屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。</u></p>	<p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>31 条で比較結果を示す。</p> <p>衛星携帯電話については、3.2.4 に記載している。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較  
【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(36/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>また、衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、<u>代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p> <p>3.2.7 データ伝送設備（発電所外） <u>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ表3に示す必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、図3に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線系又は衛星系回線）による緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する。</u></p> <p><u>データ伝送設備は、非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p>可搬型衛星電話（屋外用）は、充電池で動作可能な設計とする。</p> <p>充電池を用いる可搬型衛星電話（屋外用）は、<u>代替電源設備である制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p>3.2.7 所外データ伝送設備</p> <p><u>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合にお</u></p>	<p>い。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>31条で比較結果を示す。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(37/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>重大事故等が発生した場合に使用するデータ伝送設備は、<u>非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、データ伝送設備は、常時伝送を行う設計とする。</u></p> <p><u>表3 に示す緊急時対策支援システム（ERS S）へ伝送している原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパラメータは、耐震性のあるSA監視操作盤、高圧代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接収集し、伝送できる設計とする。</u></p> <p>表1 通信連絡設備（発電所内）の主要設備一覧                  表4 通信連絡設備（発電所外）の主要設備一覧                  表5 多様性を確保した通信回線（通信連絡設備（発電所外））</p> <p><u>表2 通信連絡設備の耐震性</u>                  表3 安全パラメータ表示システム（SPDS）伝送パラメータ                  図1 通信連絡設備の電源概略構成図</p>	<p><u>いて、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。</u></p> <p>データ伝送設備は、<u>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。</u></p> <p>第1表 通信連絡設備（再処理事業所内）の一覧                  第2表 通信連絡設備（再処理事業所外）の一覧                  第3表 多様性を確保した通信回線（通信連絡設備（事業所外））</p> <p>第5表 データ伝送設備の伝送パラメータ</p> <p>第1図 通信連絡設備の電源概略構成図</p>	<p>い。</p> <p>設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>31条で比較結果を示す。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>表「通信連絡設備の耐震性」については、31条で比較結果を示す。</p>

## 発電炉－再処理施設 記載比較

## 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(38/38)

発電炉	再処理施設	備考
<p>図2 衛星電話（固定型）概略構成図</p> <p>図3 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の概略構成図</p> <p>図4 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）の概略構成図</p>	<p>第2図 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）概略構成図</p> <p>第3図 データ伝送設備の概略構成図</p> <p>第4図 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話，IP-FAX及びTV会議システム）の概略構成図</p> <p><u>第5図 通信連絡設備の配置図</u></p>	<p>申請書の構成の差異のため，新たな論点が生じるものではない。</p>

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。			
2	代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。			
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。			
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。			
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。  【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
21	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。			
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。			
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。			
9	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。			
		3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話 3.1.3 専用回線電話 3.1.4 一般加入電話 3.1.5 ファクシミリ	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。  【3.1.1 ページング装置】 ページング装置を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.2 所内携帯電話】 所内携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.3 専用回線電話】 専用回線電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.4 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.1.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。  ・[補足通1]通信連絡設備の一覧

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 代替通信連絡設備の構成について説明する。  【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の構成について説明する。  【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の構成について説明する。  【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の構成について説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒代替通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。  ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。	※補足すべき事項の対象なし
11	代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。		【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
12	可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。			
13	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の保管場所について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
16	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。		【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。	<乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について> ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。  ・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
14	可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。		【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所について説明する。  【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の保管場所について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
15	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）	【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）の使用方法について説明する。  【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
17	可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。		【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。  【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の電源について説明する。	<乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について> ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。  ・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
18	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。  【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。  【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）の電源について説明する。	<乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について> ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。  ・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
10	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。	3.1.9 所内データ伝送設備	【3.1.9 所内データ伝送設備】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒通信連絡設備及び代替通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。  ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
22	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.2 一般加入電話 3.2.3 一般携帯電話 3.2.4 衛星携帯電話 3.2.5 ファクシミリ	【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。  【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.2 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.3 一般携帯電話】 一般携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.4 衛星携帯電話】 衛星携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。  【3.2.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。  ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
23	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。	3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。  ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
21	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム 3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの構成を説明する。  【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の構成を説明する。  【3.2.7 所外データ伝送設備】 所外データ伝送設備の構成を説明する。	〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒代替通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。  ・[補足通1]通信連絡設備の一覧  〈データ伝送設備のパラメータ〉 ⇒データ伝送設備の伝送パラメータについて補足説明する。  ・[補足通3]データ伝送設備のパラメータ
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。	※補足すべき事項の対象なし



基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
24	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。	3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムの設置場所を説明する。
28	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備の設置場所を説明する。
25	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の保管場所について説明する。
26	可搬型衛星電話（屋外用）は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。		【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の使用方法について説明する。
27	可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。		【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。
29	可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。
30	可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電電池で動作可能な設計とする。		【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。
31	充電電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。		【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）の電源について説明する。
37	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定めて、管理する。	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
58	代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
35	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。 また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
36 代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。		
38 代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。 また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。		
39 代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。
40 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。		
19 代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。		
32 代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。		
33 共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。		
41 代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
42 代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		

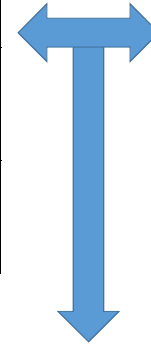
※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
43	代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建屋に2系統ずつを有する設計とする。			
44	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。			
45	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。			
46	所内データ伝送設備のプロセスタータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。			
47	MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。			
48	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。			
49	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。			
51	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。			
52	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。			
53	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。			
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。			
55	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。			
56	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。			
57	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。			

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
59	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。			
60	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。			
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護、被液防護する設計とする。			
64	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。			
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。			
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。			
67	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。			
68	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 操作性及び試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。			

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書	【3.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】	<通信連絡設備の一覧>	[補足通1] 通信連絡設備の一覧
	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 【3.1.7 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 【3.1.8 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）】 【3.2.6 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】	<乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について>	[補足通2] 通信連絡設備が接続する電源について
	【3.2.7 所外データ伝送設備】	<データ伝送設備のパラメータ>	[補足通3] データ伝送設備のパラメータ

発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
1.1 通信連絡設備の一覧	○	
	—	—
1.5 データ伝送設備のパラメータ	○	
1.2 多様性を確保した専用通信回線	—	設計基準対象の施設の補足説明資料のため、31条で展開する。
1.3 各重大事故時に必要な通信連絡設備の容量	—	代替通信連絡設備の容量については、VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書で説明する。
1.4 通信連絡設備が接続する無停電電源の仕様	—	設計基準対象の施設の補足説明資料のため、31条で展開する。
1.6 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の範囲	—	データ伝送設備の範囲を示す概要図については、VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書で説明する。



基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。



## 別紙 6

### 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.10 通信連絡設備</p> <p>7.3.10.2 代替通信連絡設備</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p> <p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。</p> <p>情報把握計装設備については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 計測制御装置」に示す。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。</p> <p>代替モニタリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」に、代替気象観測設備については第2章 個別項目の「6.7 代替気象観測設備」に示す。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の</p>



変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>必要な場所で共有する設計とする。</p> <p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。</p> <p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電機で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電機を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>合においても使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電電池で動作可能な設計とする。充電電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に</p>

## 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建屋に2系統ずつを有する設計とする。</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。</p> <p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の代替通話系統，統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護，被液防護する設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>                     硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                 </p> <p>                     代替通信連絡設備の可搬型通話装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。                 </p> <p>                     代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。                 </p> <p>                     代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。                 </p> <p>                     所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。                 </p> <p>                     代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。                 </p>